

犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた就労支援について



広島県知事

湯 崎 英 彦

協力雇用主の皆様並びに広島県就労支援事業者機構の関係者の皆様におかれましては、平素より、犯罪や非行をした人の立ち直りに多大な御尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、犯罪や非行の背景には高齢や障害、貧困、疾病、社会的孤立等の様々な生きづらさがあるという認識から、令和3年に「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」を策定し、「社会の理解促進・支援基盤の強化」、「生活上の基本ニーズの確保・回復」、「社会参画の実現」の3つを柱とした、各施策に取り組んでおります。

その中でも、就労支援については、柱の1つである「社会参画の実現」のために必要不可欠であるという認識に基づき、令和3年度から広島県就労支援事業者機構に受託いただき、刑事司法手続を終了した方の就職から職場定着までを支援する事業を実施しており、これまで延べ110名を超える方の就労を支援してまいりました。

他方で、事業を実施する中で様々な課題も明らかになってきております。例えば、支援対象者の中には3か月未満の短期間で離職する人が一定数いるほか、住居がない、福祉的な支援を必要としているなど、就労支援の枠にとどまらない、複合的な課題を抱えている傾向があります。

これらの課題を踏まえ、個別のニーズに応じたきめ細かな支援を実施するために、令和5年度からは支援期間の延長や福祉等へのつなぎ支援を導入したほか、令和6年度には、短期離職をはじめとした課題の解決を目指し、広島県就労支援事業者機構、広島保護観察所、広島地方検察庁刑事政策総合支援室等の関係者の方々と協力し、現状や課題についての分析、検討を始めたところです。

引き続き、関係の皆様との顔の見える関係を基盤とした緊密な連携の下、地域における立ち直し支援を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

就労支援の状況〔令和6年度〕

更生保護就労支援事業

平成27年度より法務省より受託している事業です。刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であり、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上っています。刑務所出所者等の再犯防止と円滑な社会復帰を実現するためには、就労支援が極めて重要であり、関係機関等と協力してきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業展開を継続しています。

令和2年度から、「就職活動」に加え「職場定着」事業が始まり、支援対象者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和6年度1月末現在、就職活動76名、職場定着24名の支援活動を行い、35社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに29社の事業主に登録いただいております。

刑事司法手続終了者に対する支援事業

平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携した「非行少年等就労支援事業」を実施し、令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施してきました。令和3年度からは、「刑事司法手続終了者に対して就労支援」を実施しています。対象者の枠を、少年のみならず、刑事司法手続の終了により支援を受けることのできない人（保護観察が終了した人）、もしくは起訴猶予等の人達にまで拡張し、就労意欲を有し支援を必要とする全ての対象者の就労をサポートします。

令和6年度1月末現在、依頼された対象者は17名で、そのうち6名が協力雇用主のもとでの就労に結びつき、1名が自己開拓での就労を継続しています。

広島弁護士会との就労支援協定

平成30年度に締結した広島弁護士会との協定に基づいた就労支援活動です。広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、就労を希望する人が当機構の支援制度を利用するこ

講演していただいた方…広島保護観察所 今村智統括保護観察官

広島地方検察庁刑事政策総合支援室 川崎あけみ統括捜査官・後藤真理子社会福祉アドバイザー



とにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。今年度は、5名の少年を含む8名の者に対して就労支援を行っています。出奔や少年院送致が多い中、2名の少年が協力雇用主の元で就労を始めています。見守っていききたいと思います。

就労体験セミナー事業・給与支払助成事業

当機構では、就労に長く結びつくために、独自の2つの事業を実施しています。

「就労体験セミナー」を受講する対象者は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。対象者は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主側では対象者の仕事に対する適性などを見ることができるシステムです。今年度は、県事業の対象者も含め、令和6年1月末現在で13名に対して実施しており、3名がセミナー体験後の雇用につながっています。

「給与支払助成」は、協力雇用主が奨励金制度外の対象者を雇用した際に、一定の金額を助成する制度です。今年度は、県の対象者を継続雇用している事業者に対し、1名分助成することができています。

令和6年度就労支援研修会の開催

令和6年11月13日、広島法務総合庁舎にて、広島県保護司会連合会、広島県協力雇用主会連絡協議会、広島保護観察所、広島県就労支援事業者機構の共催で、『更生保護法等の改正と就労支援』『就労支援対象者の住居の確保』をテーマに行われました。

県下23地区の保護司会会長、協力雇用主会の設立されている13地区の会長、当機構の就労支援員、広島保護観察所、広島地方検察庁刑事政策総合支援室、広島県県民活動課の総勢42名にご参加いただき、講演を行いました。広島保護観察所の出口支援、そして広島地方検察庁の入口支援という、取りこぼしのない支援を目指すべく、情報の共有がなされたように思います。引き続き頑張って参ります。

ご多忙の中にも関わらずご参列いただいた皆様、ありがとうございました。



協力雇用主さんと雇われた人の

往復書簡

「感謝の心」

〇さん

私は刑務所の経験は無いですが、二回窃盗で逮捕されました。当時は仕事も無く家庭環境も良くなく頼れる人が周りにいなく、人生どうでもいいやと考えて犯罪に手を染めてしまいました。一回目に逮捕された時、協力雇用主さんの話を聞いて、この会社にお世話になることになりました。働いているといろんな不安がありました。周りにどういう目で見られているのかとか、何かトラブルがあったら自分だと疑われないかとか。そんな自分が会社と馴染めるはずもなく、ストレスでまた罪を犯し捕まりました。自分はもうどうしようもない人間だなとつくづく思いました。

社長や会社のみんなを裏切ったのにも関わらず、社長が迎えに来て、「皆がもう一度チャンスをくれると言ってくれてる。これからは隠し事は無しで本気で生まれ変わらなさい。」とってくださり、私ももうラストチャンスだと思い、本気で仕事に向き合おうと思いました。一生懸命やっていると周りも助けてくれて、仕事もやりがいがあるし、初めて仕事が楽しいと思えるようになりました。

今考えてみると、私は常に言い訳ばかりの逃げてばかりの人生でした。就労支援員さんのおかげであたたかい会社に出会うことができ、手を差し伸べてくださったおかげで「逃から挑」に変わり、毎日チャレンジの精神で充実しています。これからもこの感謝の心は忘れず、日々精進していきます。

最後に、自分を見捨てず向き合ってくれた社長や会社の皆さんに改めて感謝しています。

「共に生きる」

協力雇用主Tさん

私は2018年に協力雇用主に登録しました。更生について何も知識も経験もなかったのですが、雇用をすることで沢山学ばせていただきました。

今在职している彼は、幼少期より家庭環境に恵まれず、人を信じることができず、そのくせ人一倍愛情に飢えたところが見受けられました。

犯罪は悪いことですが、一人の人として受け止め理解することができれば、社会で活躍することができます。

刑務所では、一人につき年間400万以上の税金が使われていると聞きます。

再犯させないためには、安定した生活ができるように就労すること。そして、関わるのが大切だと思います。

社会全体を考えた時、これからの時代は、特にこの問題に向き合う必要性があると思います。

～ 刑余者や非行少年への支援 ～

食べて語ろう会の活動の始まりは、現中本忠子理事長が保護司をしていた時代に自宅で対象者の子どもたちに食事を提供したことからです。継続するために、平成27年8月17日に特定非営利活動法人食べて語ろう会を設立しました。

本会の活動方針は、「青少年の非行・再非行防止、改善更生を支援」としてありますが、現在は青少年のみではなく幅広い方々の支援に努めています。



活動の柱は、食事提供です。基町の家に来所された方に食事と居場所の提供を行うとともに、1日50食程度のお弁当の提供も原則休まず行っております。いわゆる一般的な子ども食堂とは異なっています。子どもたちの成長発達支援として、大学生や教育関係者のご協力により毎週日



曜日に学習会を開催するとともに、参加している子どもたちのお誕生日会やクリスマス会など、楽しいイベントを行っています。また、犯罪防止のため自分に向き合う訓練を日ごろからできるよう依存症勉強会を開催、さらに、少年院や刑務所から出院、出所される方を引き受けるための自立準備ホームを保護観察所に登録し刑余者の自立に向けた支援を行っています。

皆さんに、子どもたちを取り巻く厳しい環境や立ち直り支援の在り方など一緒に考えていただくために講演会を開催するとともに、ホームページで活動の様子を掲載しています。

食べて語ろう会HP <https://tabetekataroukai.wordpress.com>

今回は、非行に陥った少年たちの改善更生のための支援と新たに非行に走る少年が出ないように防止することを目的としているNPO法人「食べて語ろう会」を紹介いたします。

理事長の中本忠子さんは「ばっちゃん」と慕われ、広島の更生保護活動を牽引されています。家庭環境に恵まれない子どもや青少年に対して、食事や居場所・生活に必要な方法を提供するなどの支援や、子どもたちの保護者に対する支援（例えば、料理や掃除などの家事をしたことがない・子どもとどのように接したらいいかわからない親たちに規則正しい生活習慣を教えること）、家庭環境に恵まれない子どもが穏やかに成長できるまちづくりに寄与する活動等をされています。

また、青少年はもとより、幅広い方々の支援をされており、活動拠点である「基町の家」には、日々沢山の人が援助を求めて来所しています。

呉地区協力雇用主会

呉地区会長 新 中 京 治

呉清明園協力雇用主から発足し、呉地区協力雇用主会は四十数年がたちました。

これまで協力雇用主として、呉市内はもとより、東広島市、江田島市などの近郊の市町の協力雇用主会員企業の方々のご理解とご尽力により就労支援を行ってきました。

現在会員は15社で、土木建築業、製造業などを経営されている会員企業で就労支援を行っています。

私自身、先代からの引継ぎもあり、呉地区協力雇用主会への参加は三十数年になり、昨年より同地区の会長として現在二期目に入りました。会員企業においては、経営者の高齢化、人材不足による事業の縮小、周りを取り巻く環境の変化などの問題がみられます。また、就労支援対象者の方々も高齢化などにより就労が難しい傾向もあります。今後は就労支援を行う環境も変わっていきそうですが、各地区の協力雇用主会の協力を頂きながら変化に対応をし、広島県就労支援事業者機構、広島保護観察所、各地区保護司会、呉清明園などの更生保護活動団体の皆様と、助言・相談・指導など連携を致しながら、再犯防止、住みよい環境作りに努め、会員企業とともに対象者の就労支援を行っていききたいと思います。



呉清明園にて「令和6年度 関係機関・団体等連絡協議会」

西地区協力雇用主会

西地区会長 浅 田 博 昭



「令和6年会員の集い」

西地区協力雇用主会は、広島市西部の企業を中心に組織され、現在22社の協力雇用主が在籍し、活動しております。コロナ禍の令和2年度から令和4年度までは様々な活動が制限され、皆様も大変な思いをされたことと存じます。令和5年度より徐々にコロナ禍前の活動を復活させているところです。

これまでも当協力雇用主会と関わりのある様々な団体の方々と交流を重ねてまいりました。

その中でも、先日の西地区更生保護女性会様の「会員の集い」に来賓でお招きにあずかった時のことを印象深く感じております。その「会員の集い」では、100名近くの参加者の方々による華やかな歌と踊りを楽しみ、最後は「ひまわりの譜（うた）」を全員で合唱しました。全員の声が合わさり、一つの歌が奏でられる様は、全員が一致団結して成し遂げていく様と重なり、心打たれるものがありました。

当協力雇用主においても、毎年多数のご来賓をお招きしておりますが、今後とも同じ志を持つ大切な仲間とこのような交流を続けていきたいと考えております。

今年の干支は巳年です。「巳」は、「再生と変化」を意味し、脱皮して成長する、その生命力から「不老長寿」と言われているそうです。その力強さを見習い、皆で力を合わせて発展していく年となるよう願っております。

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成されました。更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されています。三種会員813社の協力雇用主のうち、271社の協力雇用主がそれぞれの地区会に加入しています。地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会への参加や、地区会で開催される各種行事の参加ができ、異業種間での交流を持つことができます。

地区の協力雇用主会に関心のある方は下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局（広島県就労支援事業者機構内）TEL 082-211-2240

広島保護観察所就労支援ユニットより、協力雇用主の皆様へ



協力雇用主アンケートの御案内



三種会員（保護観察所の協力雇用主に登録している事業者）の皆様へ

「協力雇用主登録等要領」に基づき、協力雇用主に係る「基本情報」及び「雇用情報」に登録されている情報の正確性を担保するため、毎年1回程度、登録届の記載事項の変更の有無について確認することと定められておりますが、これまで費用面人員面から毎年実施ができていませんでした。

今般、協力雇用主の皆様の実情及びニーズ等を把握し、支援を充実強化することを目的に、インターネットアンケートを実施することとしました。

つきましては、下記URL又はQRコード先のアンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。スマートフォン等でも回答可能です。

https://forms.office.com/pages/responsepage.aspx?id=rx6s9ln_Z0OwfiUUOTAK2ltSIWjWI5lCu7UaHbXs5pZUQlpYVTFWSVhSNUtJWtIGRjg1SzIzRzVVUiQlQCN0PWcu&origin=QRCode&qrcodeorigin=presentation&route=shorturl



令和7年4月30日までに御回答いただければ、令和7年度の登録情報として更新しますが、期限を過ぎますと登録されませんので、その際は広島保護観察所就労支援ユニットへ電話連絡のうえ、個別に御相談ください。

本アンケートの趣旨を御理解のうえ、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。



広島保護観察所就労支援ユニット 082-221-4603

E-Mail : hiroshima-hogo-common@i.moj.go.jp

● 事務局より

広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和7年5月21日（水）午後1時より、広島県立総合体育館大会議室において「令和7年度広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。今後の活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

「就労支援ひろしま」第9号（年刊） 発行：令和7年3月

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL&FAX 082-211-2240

<https://www.hiroshima-syuurou.jp/> E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp



ホームページは
こちら

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

